三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字大畑字道清一〇四の一、一〇四の三、一一五の一から一一五の四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字内川字栗木平四〇の二、一一三の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
第二東海自動車道横浜名古屋線	富士市船津字矢川上八〇六番一三から同市北松野字小路三二四二番一まで	前	最大 四四六 最小 三五	一九四六七
		後	最大 四四六 最小 三五	
	富士宮市山本字石ノ宮九一一番八地先から同市内房字鴉森五三六番三地先まで	前	最大 二七〇 最小 三五	四七七五
		後	最大 二七〇 最小 三五	

○国土交通省告示第八百三十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和八年七月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

(一)　登録年月日　令和八年六月二十五日
(二)　登録番号　51
(三)　登録基幹技能者講習を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
一般社団法人日本型枠工事業協会
（代表者　三野輪賢二）
東京都港区新橋六丁目二〇番一一号
(四)　登録基幹技能者講習を行う事務所の名称及び所在地
新橋ＩＫビル一階
一般社団法人日本型枠工事業協会
東京都港区新橋六丁目二〇番一一号
(五)　登録基幹技能者講習事務を開始する年月日　令和八年六月二十五日
(六)　登録基幹技能者講習の種目　登録型枠解体基幹技能者

○防衛省告示第百八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月二十日から同月二十四日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年七月二十日から同月二十四日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。